――２０１４．３．３ Ｖｏｌ．７８――――――――――――――――――
■□■
□■□　　事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」
■□■　　【発行】シンク出版株式会社　http://www.think-sp.com/
――

_/_/ＩＮＤＥＸ_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/
１・３月後半の安全管理ごよみ
２・事故ゼロへのアプローチ～事故に結びつく健康リスクを意識しよう６
３・交通事故にかかる企業の責任（２２）
４・今日の朝礼話題
５・【新刊】「見えない危険を読むイメージ力を高めよう」近日発売！
_/

★３月後半の安全管理ごよみ

◆１８日（火）
―彼岸の入り
◆２１日（金）
―春分の日
◆２３日(日)
―世界気象デー
◆２５日（火）
―電気記念日

※詳しくはシンク出版のＷＥＢサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
http://www.think-sp.com/2014/02/10/kongetsu-untenkanri14-3/

■事故ゼロへのアプローチ

『事故に結びつく健康リスクを意識しよう６――検診を軽視する危険』

　定期健康診断で「要精密検査」などの指摘があったとき、あなたはきちんと検査に行っていますか？放置したことにより、その後の運転業務に影響が出ることもあります。

　定められた定期健康診断を受けなかったり、検査の指示を軽視したりせずに、健康問題があれば早期に対処することが安全運転を確保する基礎となります。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/01/31/jikozero-kenko4/

■交通事故と企業の責任（２２）

　前回は、フォークリフトの死亡事故で、会社が遺族に支払った金額を運転者に求償した裁判で、信義則上２５％相当しか認められないとした事例でした。
　今回は、片側交互交通規制がなされていた橋上で起きた事故で、工事施工会社、道路管理者の責任を認めた事例を紹介します。

■橋上道路での事故で、交通誘導員の配置がないなどの注意義務違反を認めた

平成１５年１１月４日午前９時３５分ごろ、Ａはトラックを運転して仮設信号機にしたがい、片側交互交通規制の橋上道路を走行していたところ、対面から原付バイクＢが進行してきていたため、左に寄せて停車しようとしたが衝突し、Ｂは右大腿骨開放骨折等の重傷を負いました。

この事故で、Ｂに約５８２万円を支払った保険会社が、トラックを運転していたＡに対して不法行為に基づく損害賠償責任を、工事を発注したＩ県と工事施工会社Ｃに対して、注意義務違反に基づく損害賠償を求めました。

これに対して、裁判所は次のように述べて、Ａに対する賠償請求を棄却し、工事を発注したＩ県と工事施工会社Ｃに対して、交通誘導員の配置がないなどの注意義務違反を認め、損害賠償責任を認めました。

（Ａの損害賠償責任）
「橋上の道路工事で片側交互通行になっており、Ａは仮設信号機が赤であったため停止線手前で停止した。信号が青に変わったため、低速で発進させ進行していたところ、前方から原付バイクが接近していることを認め、ハンドルを左に切るとともに急制動の措置をとったが、原付バイクが右バンパーに衝突し、欄干部に衝突した」

「Ａが仮設信号機による指示に違反した事実は認められず、低速で発進させ、原付バイクを認めた後は、その動向を確認の上、バイクが近づいてきたために急制動の措置をとるとともに、回避行動としてハンドルを右に切ったものであり、Ａが前方の安全確認を怠ったとの注意義務違反も認められない」

ちなみに、Ｂが２７日間入院し、後遺障害等級第６級の認定を受けたにもかかわらず、Ａは事故による刑事処分も免許停止処分も受けていません。

（県と工事施工会社の注意義務違反）
「事故当時、現場に交通誘導員は配置されておらず、仮設信号機による指示が道路交通法上の信号機による指示とは異なり、運転者に対して指示に従わなければならない法的義務を課するものではないことに照らすと、Ｉ県には工事開始時において交通誘導員が配置されているか否かを確認するとともに、工事施工会社Ｃに対して早急に交通誘導員を配置させるような措置を講ずべき注意義務を怠った」

「また、橋間の仮設信号機間の距離は約８７ｍであること、双方の信号機がいずれも赤色になっている時間は１０秒間と設定されていたことが認められ、法定速度が時速３０キロである原付バイクにおいて、一方の信号が青から赤に変わる直前に通過した場合には、他方の信号機が赤から青に変わる前に通過することは、速度違反でもしない限り不可能である」

「Ｉ県は、双方の信号機の灯火がいずれも赤となっている時間の設定につき、原付バイクの法定速度である時速３０キロでも安全に走行することができるように設定されていることを確認し、そのようになっていない場合には工事施工会社Ｃに対して改善を求める注意義務を履行しなかった」

「以上のとおり、Ｉ県には工事の施工により片側車線の閉鎖が開始される時までに、交通誘導員が適切に配置されていることを確認し、早急に交通誘導員が配置されるような措置を講ずるか、又は仮設信号機の設定を確認し、工事施工会社Ｃに改めさせるよう指示しなかったことについての注意義務違反が認められる」

（盛岡地裁水沢支部　平成２３年１１月２９日判決）

■今日の朝礼話題

『狭い道路で右折横断することの危険に気づこう』

　狭い道路で右折横断をして、店舗などに入ろうとすると後続車に追突される危険があります。
　右折横断は出来る限り避けるとともに、自車が直進していく際も、前車の右折を予測して追突しないようにしてください。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/03/03/tw-usetsu-odan-kiken/

　シンク出版ＷＥＢサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

■【近日発売】見えない危険を読むイメージ力を高めよう

※仕様　Ｂ５判／１６ページ／カラー刷
※価格　５冊セット価格７００円+税（送料実費）

　危険予測トレーニング小冊子「見えない危険を読むイメージ力を高めよう」は、見えている危険だけではなく、「見えない危険」をイメージするトレーニングができる小冊子です。

　計６場面のイラストを見て、イメージする危険を記入し、裏面の解説で危険要因を理解することができますので、どなたでも手軽に危険予測トレーニングを行っていただけます。

　３月１０日（月）の発売を予定しておりますので、ぜひお問い合わせください。

【事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」のバックナンバーはこちら↓】
http://goo.gl/5G5iL

　本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成２６年３月３日送信）

※本メールは「ＭＳゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□――――――――――――――――――――――――――□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満４－５－３日本プロパティビル９０１
ＴＥＬ　０６－６８０９－１９８９／ＦＡＸ　０６－６８０９－１９８４
Ｅメール　mail@think-sp.com

ＵＲＬ　http://www.think-sp.com/
■□――――――――――――――――――――――――――――――□■